

電気工事業者の新規登録申請について

電気工事業を営もうとする方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

つきましては、千葉県内のみに営業所を設置し電気工事業を営もうとする方は、下記により登録の手続きをしてください。

なお、建設業許可を受けている方又は自家用電気工作物に係る電気工事業のみを営もうとする方は、手続きが異なりますので、御注意ください。

記

1. 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部）
〒260-0005
千葉市中央区道場南1丁目9番15号
電話：043-224-6086 FAX：043-224-6087
受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 申請方法 申請書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を組合本部へ送信し、組合本部の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを電話連絡してください。

2. 登録要件

- (1) 一般用電気工作物等に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、当該工事の作業を管理する主任電気工事士を設置すること。
主任電気工事士の要件は、次のいずれかになります。
- ①第一種電気工事士
 - ②第二種電気工事士（ただし、免状取得後、一般用電気工作物等の電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者）
- (2) 営業所で行う電気工事の種類により、次の検査用器具を備え付けること。
- ・一般用電気工作物等に係る電気工事の業務のみを行う営業所 ①～③
 - ・自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所 ①～⑦
- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置
- ※⑥継電器試験装置及び⑦絶縁耐力試験装置については、常備していなくても必要
なときに借り入れることができればよい。

3. 申請書類

(1) 登録電気工事業者登録申請書

(2) 手数料 千葉県収入証紙 22,000円

※収入証紙は、千葉県電気工事工業組合（本部）にて販売しています。

(3) 申請者の住民票等又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）

①申請者が個人の場合

住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名、生年月日を確認するのに足る書類の写し 1通

②申請者が法人の場合

法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

(4) 誓約書

個人の氏名又は法人の代表者の氏名は自署になります。

(5) 主任電気工事士の雇用証明書

次の場合には、必要ありません。

①申請者が個人の場合で、申請者と主任電気工事士が同一の場合

②申請者が法人の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合

(6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

※第一種電気工事士免状の場合は、講習受講記録欄の写しも必要です。

(7) 主任電気工事士等実務経験証明書（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合）

実務経験の証明者は、申請者が実務を積んだ勤務先の代表者です。

※勤務先が法人の場合は、代表取締役（証明印は代表者印）になります。

支社長・工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要となります。

4. その他

「登録電気工事業者登録証」が手元に届くまでに2週間程度かかります。